R4 年度　児童発達支援　自己評価結果

令和５年３月８日　　事業所名：地域療育センターふれあいなかま

		チェック項目	はい	いいえ	できていること、工夫している点など	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		大型遊具の部屋（サーキット）を移動しました。以前より小さなスペースになりましたが、必要な児童が利用されるのに十分な広さはあります。	
	②	職員の配置数は適切である	○		国の定めた配置基準を遵守しています。また、より丁寧な支援ができるよう職員を加配しています。 単独療育では、最大５名の児童に対し４～５名、親子療育では最大７組の親子に対し４～５名の職員を配置しています。	
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○			
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者向けの学習会のニーズに対し、定例の就学学習会に加え「きょうだい児の思い」と題した保護者のための学習会を開催しました。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			
	⑧	第三者による外部評価を行い、		○		現在のところ第三者評価は取

		評価結果を業務改善につなげている				り入れておりませんが、今後前向きに検討します。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		今年度は、熊本県発達障がい者支援センターわっふるの実施する研修を主に受講し、異動により新たに配属された職員のスキル習得に努めました。	
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			大型遊具を用いた遊びを中心に感覚統合に向けた支援を行ってきましたが、今後は自然の中の多種多様な感覚刺激も利用するプログラムも実施していこうと考えています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	○			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			

	⑱	支援終了後には、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		荒尾市自立支援懇談会子ども部会への参画と有明圏域障がい者と共に生きる協議会子ども部会への参加により行っています。	
	㉓	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	㉔	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議への出席や保育所等への訪問、移行支援シート等により機関間での情報共有を行っています。	
関係機関や保護者と	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議や移行支援シートの提供等により行っています。	
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		保護者学習会を、近隣の事業所と合同で行いました。	

の連携	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○		ほとんどの児童が保育所等との併用ですので、障がいのない子どもとともに活動する機会をもっておられます。 就園されていない方については、保護者のご希望も伺いながら、その機会を準備していこうと考えています。
	㉙	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		荒尾市と有明圏域（荒玉地域）にそれぞれ子ども部会があり、参加しています。	
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		親子療育時、送迎時、連絡帳、電話、メールなどを利用して、共通理解を図るよう努めています。	
	㉛	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○		月に４回実施している親子療育時に１時間程度保護者懇談の時間を持ち、家庭での関わりについて話しをしています。スタッフだけでなく、保護者同士で助言し合ったり共感し合えるピアカウンセリングの機会ともなっています。	
保護者への説明責任等	㉜	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			
	㉝	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			
	㉞	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		電話やメールでの相談にも、できる限り面談の時間をとって応じるようにしています。	

	㉟	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		親子療育でつながりを作った保護者方が「なかママ会」を立ち上げておられます。 保護者同士のつながりを求めておられる方にご案内しています。 保護者同士のつながりで、「ふれあいなかま」のご利用者でない方も参加されているようです。	
	㊱	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		自ら相談してくださる方にはもちろん即対応を心がけていますが、そもそも人に相談すること自体が苦手、思いや考えを言葉にするのが苦手、という方々もおられることを想定して、日ごろから、子どもたちや保護者の表情、行動、声色、連絡帳の文面などに気になるところがないか、職員間で情報交換・共有することを大切にしています。 気になることがあれば、こちらからお声掛けすることもあります。	
	㊲	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		毎月たよりを発行し、行事予定などをお知らせしています。	
	㊳	個人情報の取扱いに十分注意している	○		荒尾市社会福祉協議会で作成した「個人情報保護規程」に基づき個人情報を管理しています。	
	㊴	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		保護者への説明や連絡の場合、必要に応じて相談員など伝達の手助けができる第三者に同席を依頼したり、口頭での説明のみでなく情報の見える化に配慮しています。子どもさんに対しても同様、視覚支援ツールなどを用いてやり取りがしやすいよう工夫したり、保護者など代弁者となる人にも意見を求めるようにしています。 また、子どもの状態を注意深く観察し、気持をくみとることができるよう、職員をできる限り加配しています。	
	㊵	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		古着や靴、おもちゃのおゆずり会を開催しました。	今後も、地域の方々にも気軽にお越しいただけるイベントを考え、実施していきたいと思っています。

非常時等の対応	㊶	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している		○		一部作成できていないマニュアルにつきましては、策定後、保護者方にお知らせいたします。
	㊷	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に２回、避難訓練を行っています。	
	㊸	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○			
	㊹	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			
	㊺	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			
	㊻	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		ふれあい福祉センターで策定した「障がい者虐待防止～職員用ハンドブック～」「身体拘束廃止に関する指針」を職員全員が確認しています。 監視カメラを設置しています。 年に２回、センター全体で研修を行っています。	
	㊼	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		「身体拘束廃止に関する指針」（ふれあい福祉センター策定）において身体拘束の条件や対応について決定しています。また、日ごろの支援の中に見直すべきところがないか、事例検討の形の研修を、他事業（生活介護）と合同で行っています。 やむを得ず身体拘束を行う場合と、療育支援の手だてとして一時的に行動制限をかける場合について計画書に記載し、説明しています。	